

# 新型コロナ ワクチン

## 12歳～17歳の追加接種(3回目)を開始しました

※手元に接種券が届いたら予約できます

### ■接種場所：市総合体育館

接種を受ける人のうち、16歳未満の人は保護者の同伴が必要です。ただし、感染防止対策のため、同伴者は最少人数となるようご協力をお願いします。

### ■接種の予約

接種の予約ができる日時は、コールセンター（☎0120-378-505）に問い合わせるか、接種券に同封している予約方法のチラシを参照し、WEB予約システムで「田川市総合体育館（ファイザー・3回目接種のみ・12歳～17歳）」を選んで確認してください。

※12歳～17歳の人は、3回目接種としてファイザー社製のワクチンのみ接種することができます。

※掲載内容は4月15日時点のものです。



ワクチン  
接種は  
任意です

感染症予防の効果と副反応のリスクの両方について正しい知識を得たうえで、接種の判断をお願いします。また、周りの人たちに接種を強制したり、接種していない人を差別したりすることがあってはなりません。

ワクチン接種について不安などがあるときは、かかりつけ医などに相談してください。

◆問い合わせ 保健福祉課新型コロナウイルスワクチン接種対策室（☎85-7185）

## 令和4年10月支給分から児童手当制度の一部が変わります

問い合わせ 子育て支援課子育て給付係（☎85-7132）

### 変更1：特例給付に所得上限額が設けられます

所得額と扶養人数の組み合わせにより特例給付の支給が停止になる場合があります。下表を参考にして支給状況を確認してください。

#### ●所得が下表①未満の人

⇒児童手当が支給されます。金額は変わりません。

#### ●所得が下表①以上～②未満の人

⇒特例給付が支給されます。金額は児童1人につき5,000円(月額)です。

#### ●所得が下表②以上の人

⇒児童手当・特例給付の支給はありません。

※児童手当などが支給されなくなった後に、次年度の現況届などで所得が下表②を下回った場合、認定請求書の提出が必要です。

(単位：万円)

扶養人数	① 所得制限限度額		② 所得上限限度額	
	所得	収入目安	所得	収入目安
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

【扶養人数】前年の年末調整や確定申告のときに申請した人数です。

【収入目安】給与収入のみで計算しています。ここからさまざまな控除を行った後の総所得額で所得制限額を確認します。

### 変更2：現況届の提出が不要になります

毎年6月に提出していた現況届が不要になります。ただし、以下に該当する場合は提出が必要です。

- DVなどにより住民票の住所地が田川市と異なる人
- 戸籍や住民票を持たない児童を養育している人
- 離婚協議中で、配偶者と別居している人
- 法人である未成年後見人、施設などの受給者の人
- その他、個別に田川市から提出の案内があった人

#### 【状況が変わったときは市へ届出】

以下に該当する変更があった場合は市子育て支援課へ届け出が必要です。

- 手当の対象児童を養育しなくなったとき
- 受給者や児童の住所が変わったとき
- 受給者や児童の氏名が変わったとき
- 受給者が離婚したとき。または、ひとり親だったが、婚姻したとき
- 受給者の職業が公務員が変わったとき

#### 【公務員の人へ】

公務員は勤務先が児童手当を支給します。以下の場合は、15日以内に市子育て支援課と勤務先に届け出が必要です。

- 公務員となって職場から児童手当が支給されるようになった場合
  - 退職などにより、公務員ではなくなった場合
- ※届け出が遅れると手当が支給されない場合がありますので注意してください。